A-K-2　　　格付規程　　　　生産者名

１，生産行程についての検査に関する事項

２，格付の表示（ＪＡＳマーク貼付）に関する事項

３，格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項

４，出荷後に有機農産物の日本農林規格に不適合であることが明らかになった荷口への対応に関する事項

５,格付に係る記録の作成及び保存に関する事項

６,格付の実施状況についての赤とんぼによる確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

この規程は令和　年　月　日より適用する。